

令和4年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第24報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和5年11月30日 厚生労働省告示第321号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・令和5年11月30日 厚生労働省告示第323号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示
- ・令和5年11月30日 保医発1130第1号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・令和5年11月30日 保医発1130第5号 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早269		下から1行目	<p>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</p> <p>(4) 保険医が投与することができる注射液</p> <p><u>ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコبران製剤、ジルコبرانナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤及びオゾラリズマブ製剤</u></p>	<p>6. 投薬期間に上限が設けられている医薬品、保険医が投与することができる注射液</p> <p>(4) 保険医が投与することができる注射液</p> <p><u>ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコبران製剤、ジルコبرانナトリウム製剤及びコンシズマブ製剤</u></p>	字句挿入
早333		下から3行目	<p>別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</p> <p><u>サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコبران製剤、ジルコبرانナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤</u></p>	<p>別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</p> <p><u>サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコبران製剤、ジルコبرانナトリウム製剤、コンシズマブ製剤</u></p>	字句挿入

<p>早347</p> <p>早347</p>	<p>下から12行目</p> <p>下から7行目</p>	<p>Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～009 (略)</p> <p>010 血管造影用マイクロカテーテル</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 気管支バルブ治療用 48,900円</p> <p>注 ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 気管支バルブ治療用は、関係学会の定める指針に従って使用した場合に限り、1回の手術に当たり2本を限度として算定できる。</u></p> <p><u>オ 気管支バルブ治療用の使用に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に重症慢性閉塞性肺疾患(COPD)患者に対する気管支バルブの留置による治療を実施する医学的な根拠を詳細に記載する。</u></p> <p>011～085 (略)</p>	<p>Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～009 (略)</p> <p>010 血管造影用マイクロカテーテル</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>注 ア～ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>011～085 (略)</p>	<p>字句挿入</p> <p>字句挿入</p> <p>字句挿入</p>
<p>早366</p>	<p>上から4行目</p>	<p>086 脳・脊髄刺激装置用リード及び仙骨神経刺激装置用リード</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>注 <u>ア 8極用脳・脊髄刺激装置用リードセット及び仙骨神経刺激装置用リードセットは、4極用脳・脊髄刺激装置用リードセット及び仙骨神経刺激装置用リードセット2本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。</u></p> <p><u>イ 植込型脳・脊髄電気刺激装置及び脳・脊髄刺激装置用リードセットを薬剤抵抗性の焦点性てんかん発作を有するてんかん患者(開頭手術が奏効する患者を除く。)に対して、てんかん発作の頻度を軽減することを目的として使用する場合は、関係学会の定める適正使用指針に沿って使用した場合に限り算定できる。</u></p>	<p>086 脳・脊髄刺激装置用リード及び仙骨神経刺激装置用リード</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>注 8極用脳・脊髄刺激装置用リードセット及び仙骨神経刺激装置用リードセットは、4極用脳・脊髄刺激装置用リードセット及び仙骨神経刺激装置用リードセット2本を組み合わせたものとして算定して差し支えない。</p> <p>(新設)</p>	<p>字句挿入</p> <p>字句挿入</p>
<p>早366</p>	<p>上から15行目</p>	<p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1) 疼痛除去用</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 16極以上用・充電式・自動調整機能付き 2,260,000円</p> <p>⑧ 32極用・充電式 1,880,000円</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>注 ア 振戦軽減用は、薬物療法によって十分な治療効果の得られない以下のいずれかの症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。</p>	<p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1) 疼痛除去用</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑦ 32極用・充電式 1,880,000円</p> <p>(2) (略)</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>注 ア 振戦軽減用は、薬物療法によって十分な治療効果の得られない以下のいずれかの症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。</p>	<p>字句挿入</p> <p>字句訂正</p>

早366	下から20行目	<p>a 振戦 b パーキンソン病に伴う運動障害 c ジストニア <u>d 焦点性てんかん</u> イ 植込型脳・脊髄電気刺激装置の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種交換等の場合は算定できない。 <u>ウ 植込型脳・脊髄電気刺激装置及び脳・脊髄刺激装置用リードセットを薬剤抵抗性の焦点性てんかん発作を有するてんかん患者（開頭手術が奏効する患者を除く。）に対して、てんかん発作の頻度を軽減することを目的として使用する場合は、関連学会の定める適正使用指針に沿って使用した場合に限り算定できる。</u></p> <p>088～131 (略)</p>	<p>a 振戦 b パーキンソン病に伴う運動障害 c ジストニア <u>(新設)</u> イ 植込型脳・脊髄電気刺激装置の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種交換等の場合は算定できない。</p> <p>(新設)</p>	<p>字句挿入</p> <p>字句挿入</p>
早377	下から25行目	<p>132 ガイディングカテーテル (1)～(3) (略) <u>(4) 気管支用 90,300円</u> 注 ア～オ (略)</p>	<p>132 ガイディングカテーテル (1)～(3) (略) (新設) 注 ア～オ (略)</p>	<p>字句挿入</p>
早377	下から15行目	<p><u>カ 気管支用は側副換気の有無を検出する検査を実施する際に、肺区域の空気を体外の測定装置に誘導することを目的に使用した場合に限り算定できる。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>字句挿入</p>
早378	上から27行目	<p>133 血管内手術用カテーテル (1)～(7) (略) (8) 血管内異物除去用カテーテル ①～⑤ (略) <u>⑥ リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテル 434,000円</u></p> <p>(9)～(22) (略) 注 ア～ウ (略) エ 血管内異物除去用カテーテル</p>	<p>133 血管内手術用カテーテル (1)～(7) (略) (8) 血管内異物除去用カテーテル ①～⑤ (略) (新設) (9)～(22) (略) 注 ア～ウ (略) エ 血管内異物除去用カテーテル</p>	<p>字句挿入</p>
早380	上から12行目	<p>a～c (略) <u>d リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテルは、区分「K597」ペースメーカー移植術及び区分「K597-2」ペースメーカー交換術の施設基準を満たした上で、緊急手術が可能な体制を有している保険医療機関で使用された場合のみ算定できる。</u> <u>e リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテルは、関係学会の定める当該材料の実施基準を遵守して使用した場合に限り算定できる。</u> <u>f リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテルは、当該材料を用いた手技に関する所定の研修を修了した医師が使用した場合に限り算定できる。なお、リード一体型ペースメーカー抜去用カテーテルを使用する医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p>	<p>(新設) (新設) (新設)</p>	<p>字句挿入</p> <p>字句挿入</p> <p>字句挿入</p>

			オ～ス (略) 134～224 (略)	オ～ス (略) 134～224 (略)	
早398		下から9行目	225 気管支用バルブ 313,000円 <u>注 ア 気管支用バルブは、至適非侵襲的治療法を受けている、高度の肺気腫及び過膨張を伴う重症慢性閉塞性肺疾患(COPD)患者のうち、生理学的検査により、隣接する肺葉間の側副換気がほとんど又は全くないことが確認され、気管支鏡的治療が実施可能な18歳以上の患者に対して、気管支内に留置し標的とする肺葉への気流を制限する目的に使用した場合に限り、1回の手術に対して6個を限度として算定できる。なお、気管支用バルブを5個以上使用する場合には、診療報酬明細書の摘要欄に医学的な根拠を詳細に記載する。</u> <u>イ 関連学会が定める適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。</u> <u>ウ 気管支用バルブの使用に当たっては、区分「K511」肺切除術又は区分「K513」胸腔鏡下肺切除術が適応とならない又は実施困難な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u>	(新設) (新設) (新設) (新設)	字句挿入
557	右	上から6行目	D200 スパイログラフィー等検査 (1)～(3) (略) (4) 「5」の左右別肺機能検査の所定点数には、カテーテル挿入並びに他の「1」から「4」までのスパイログラフィー等検査及び換気力学的検査、 <u>又は側副換気の有無を検出する検査を実施する際に、カテーテル挿入及び側副換気の有無を検出する検査の費用を含む。</u> (5) (略)	D200 スパイログラフィー等検査 (1)～(3) (略) (4) 「5」の左右別肺機能検査の所定点数には、カテーテル挿入並びに他の「1」から「4」までのスパイログラフィー等検査及び換気力学的検査の費用を含む。 (5) (略)	字句挿入
955	右	上から1行目	K508-2 気管・気管支ステント留置術 ※気管・気管支ステント留置術 (1) <u>手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。</u> (2) <u>気管支用バルブシステムを用いて重症慢性閉塞性肺疾患(COPD)患者に対する気管支バルブの留置による治療を行う場合は、関連学会の定める適正使用指針を遵守し、慢性閉塞性肺疾患(COPD)の治療に関して、専門の知識及び少なくとも5年以上の経験を有し、関連学会が定める所定の研修を修了している常勤の呼吸器内科若しくは呼吸器外科の医師又はそれに準じる気管支鏡手技に関する十分な知識及び経験を有している医師が実施した場合に限り本区分の所定点数を準用して算定する。なお、本治療の実施に当たっては、区分「K511」肺切除術又は区分「K513」胸腔鏡下肺切除術が適応とならない又は実施困難な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u>	(新設) (新設) (新設)	字句挿入 字句挿入 字句挿入

1018	右	下から3行目	<p>K697-3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法は次に掲げる要件をいずれも満たす場合に限り算定する。</u></p> <p><u>ア ここでいう1.5センチメートルとは、ラジオ波による焼灼範囲ではなく、腫瘍の長径をいう。</u></p> <p><u>イ 本療法の実施に当たっては、関係学会の定める適正使用指針を遵守する。</u></p> <p><u>ウ 本療法は、外科又は乳腺外科の常勤の医師が2名以上配置されている保険医療機関に限り算定する。</u></p> <p><u>エ 本療法は乳腺外科又は乳腺について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤の医師が実施する。</u></p> <p><u>オ 本療法は、術前診断においてStage0又はIAで、腫瘍径1.5センチメートル以下の乳腺悪性腫瘍の患者に対する治療を目的として実施する。</u></p> <p><u>カ 乳がんセンチネルリンパ節加算1又は乳がんセンチネルリンパ節加算2は次に掲げる要件をいずれも満たす場合に限り算定する。</u></p> <p><u>i 乳腺外科又は外科の経験を5年以上有しており、乳がんセンチネルリンパ節生検を、当該手術に習熟した医師の指導の下に、術者として5症例以上経験している医師が配置されている。</u></p> <p><u>ii 当該保険医療機関が乳腺外科又は外科及び放射線科を標榜しており、当該診療科において常勤の医師が2名以上配置されていること。ただし、「2 単独法」のうち、色素のみによるもののみを実施する施設にあつては、放射線科を標榜していなくても差し支えない。</u></p> <p><u>iii 麻酔科標榜医が配置されている。</u></p> <p><u>iv 病理部門が設置され、病理医が配置されている。</u></p>	<p>K697-3 肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
			<p>01 薬剤調製料</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 注射薬</p>	<p>01 薬剤調製料</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 注射薬</p>	

調24	右	下から16行目	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコبران製剤、ジルコبرانナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、<u>テゼペルマブ製剤及びオンゾラシズマブ製剤</u>)に限る。</u></p> <p>ウ～オ (略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ <u>レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコبران製剤、ジルコبرانナトリウム製剤</u>及び<u>コンシズマブ製剤</u>)に限る。</p> <p>ウ～オ (略)</p>	字句挿入
調87	右	上から23行目	<p>30 特定保険医療材料</p> <p>別表2</p> <p><u>サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコبران製剤、ジルコبرانナトリウム製剤、<u>コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤及びオンゾラシズマブ製剤</u>の自己注射のために用いるディスプレイザブル注射器(針を含む。)</u></p>	<p>30 特定保険医療材料</p> <p>別表2</p> <p><u>サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコبران製剤、ジルコبرانナトリウム製剤</u>及び<u>コンシズマブ製剤</u>の自己注射のために用いるディスプレイザブル注射器(針を含む。)</p>	字句挿入
			<p>別表3</p> <p><u>サトラリズマブ製剤</u></p> <p><u>ガルカネズマブ製剤</u></p> <p><u>オファツムマブ製剤</u></p> <p><u>ボソリチド製剤</u></p> <p><u>エレスマブ製剤</u></p> <p><u>アバロパラチド酢酸塩製剤</u></p> <p><u>カブラシズマブ製剤</u></p> <p><u>乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤</u></p> <p><u>フレマネズマブ製剤</u></p> <p><u>メトレキサート製剤</u></p> <p><u>ビメキズマブ製剤</u></p> <p><u>ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤</u></p> <p><u>ペグバリアーゼ製剤</u></p> <p><u>ラナデルマブ製剤</u></p>	<p>別表3</p> <p><u>サトラリズマブ製剤</u></p> <p><u>ガルカネズマブ製剤</u></p> <p><u>オファツムマブ製剤</u></p> <p><u>ボソリチド製剤</u></p> <p><u>エレスマブ製剤</u></p> <p><u>アバロパラチド酢酸塩製剤</u></p> <p><u>カブラシズマブ製剤</u></p> <p><u>乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤</u></p> <p><u>フレマネズマブ製剤</u></p> <p><u>メトレキサート製剤</u></p> <p><u>ビメキズマブ製剤</u></p> <p><u>ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤</u></p> <p><u>ペグバリアーゼ製剤</u></p> <p><u>ラナデルマブ製剤</u></p>	

調88	右	下から1行目	<u>ネモリズマブ製剤</u> <u>ペグセタコプラン製剤</u> <u>ジルコプランナトリウム製剤</u> <u>コンシズマブ製剤</u> <u>テゼペルマブ製剤</u> <u>オゾラリズマブ製剤</u>	<u>ネモリズマブ製剤</u> <u>ペグセタコプラン製剤</u> <u>ジルコプランナトリウム製剤</u> <u>コンシズマブ製剤</u> (新設) (新設)	字句挿入
-----	---	--------	--	---	------